



岐阜県エネルギー価格・物価高騰対策 設備整備事業費補助金 (エネルギー効率化設備導入支援)

エネルギー高効率化設備の導入を支援します

補助対象者

県内に本社又は事業所を有する企業又は団体等及び
個人事業主※個人事業主は青色申告者に限る

補助要件

既存設備を、国の「令和4年度先進的省エネルギー投資
促進支援事業費補助金」の「(C)指定設備導入事業」に
指定されている下記設備へ**更新**する事業であること。

○ユーティリティ設備

高効率空調、業務用給湯器、高性能ボイラ、高効率コージェネ
レーション、低炭素工業炉、変圧器、冷凍冷蔵設備、産業用
モータ、調光制御設備

○生産設備

工作機械、プラスチック加工機械、プレス機械、印刷機械、
ダイカストマシン

※具体的な設備については、下記、国または県HPの「補助対象設備一
覧」をご確認ください。

国 (SII)HP



県HP



補助率、補助限度額

補助率：**定額**(設備種別・性能毎に国が設定した補助単価)

補助限度額：下限**200千円**

申請期間

令和4年**10月28日(金)**～令和5年**2月28日(火)**※

(申込先着順、予算(3億円)の上限に達し次第、募集終了)

※補助事業は**令和5年8月31日(木)**まで実施可。

【お問い合わせ先】

岐阜県 商工労働部 商工・エネルギー政策課 エネルギー係

E-mail : c11351@pref.gifu.lg.jp

TEL : 058-272-8835